



# 埼玉県報

第 2 5 4 2 号  
平成 2 5 年 1 1 月 8 日  
金 曜 日

## 目 次

### 条例

- [知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(大気環境課\)](#)
- [知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例\(大気環境課\)](#)

### 規則

- [埼玉県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則\(福祉政策課\)](#)
- [埼玉県児童福祉審議会規則の一部を改正する規則\(少子政策課\)](#)

### 告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [介護保険法による介護老人保健施設の開設の許可\(高齢介護課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [三芳町北松原土地区画整理組合の役員の氏名及び住所の届出\(市街地整備課\)](#)
- [蕨都市計画中央第一土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧公告\(市街地整備課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

### 正誤

- [埼玉県告示第1508号中訂正\(社会福祉課\)](#)

## 本号で公布された条例のあらまし

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十号）（大気環境課）

### 一 趣旨

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の改正に伴い生じる項番号のずれを是正するための改正

### 二 内容

「放射性物質による環境の汚染のための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い改正される大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の項ずれに伴い、当該法改正後の項番号で修正する。

### 三 施行期日

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の施行の日

## 条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第五十号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第六十一項第一号事務の欄6中「第二十七条第三項及び第五項」を「第二十七条第二項及び第四項」に改め、同欄7中「第二十七条第四項」を「第二十七条第三項」に改め、同欄8中「第二十七条第六項」を「第二十七条第五項」に改め、同項第二号事務の欄6中「第二十七条第三項及び第五項」を「第二十七条第二項及び第四項」に改め、同欄7中「第二十七条第四項」を「第二十七条第三項」に改め、同欄8中「第二十七条第六項」を「第二十七条第五項」に改め、同欄6中「第二十七条第三項及び第五項」を「第二十七条第二項及び第四項」に改め、同欄7中「第二十七条第四項」を「第二十七条第三項」に改め、同欄8中「第二十七条第六項」を「第二十七条第五項」に改め、同項第五号事務の欄5中「第二十七条第三項及び第五項」を「第二十七条第二項及び第四項」に改め、同欄6中「第二十七条第四項」を「第二十七条第三項」に改め、同欄7中「第二十七条第六項」を「第二十七条第五項」に改め、同項第七号事務の欄3中「第二十四条」を「第二十四条第一項」に改める。

別表第六十八項事務の欄7中「第十七条」を「第十七条第一項」に改め、同欄10中「第二十三条第三項及び第五項」を「第二十三条第二項及び第四項」に改め、同欄11中「第二十三条第四項」を「第二十三条第三項」に改め、同欄12中「第二十三条第六項」を「第二十三条第五項」に改める。

### 附 則

この条例は、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第六十号）の施行の日から施行する。

## 規 則

埼玉県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第六十二号

埼玉県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県社会福祉審議会規則（平成十四年埼玉県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とする。

第十条中「第六条から」を「第七条から」に、「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第十一条とする。

第九条第二項中「署名押印しなければ」を「署名し、又は記名押印しなければ」に改め、同条を第十条とする。

第八条を第九条とし、第二条から第七条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

（組織）

第二条 審議会は、委員十九人以内をもって組織する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規 則

埼玉県児童福祉審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第六十二号

埼玉県児童福祉審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県児童福祉審議会規則（平成十七年埼玉県規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とする。

第十条中「第五条及び第七条」を「第六条及び第八条」に、「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条を第十一条とする。

第九条第二項中「署名しなければ」を「署名し、又は記名押印しなければ」に改め、同条を第十条とする。

第八条を第九条とし、第二条から第七条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

（組織）

第二条 審議会は、委員十六人以内をもって組織する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

埼玉県告示第千五百四十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年十一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年十月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本総合環境結

三 代表者の氏名

堀内 猛

四 主たる事務所の所在地

埼玉県幸手市平須賀二丁目四百八十九

五 定款に記載された目的

この法人は、地域周辺の生活環境、環境保全に寄与し、循環型社会の実現に努め、地球環境の保全に貢献すると共に、障害者の就労の場を作り、社会復帰と自立に貢献することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千五百四十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年十一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年十月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人さつきケアサポート

三 代表者の氏名

内田 一雄

四 主たる事務所の所在地

埼玉県大里郡川本町大字田中二千六百四十一番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、家庭で生活している高齢者、障害者やその家族の生活を支援するために、その生活状況に応じた多様なサービスを行い、すべての人々が健やかに生活できる長寿社会づくりと福祉の増進に寄与する事を目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第五百四十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課において備え置く方法及びインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年十一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十五年十月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人SEEDS OF HOPE
- 三 代表者の氏名  
小 泉 敦
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県さいたま市北区日進町二丁目千四百二十一番地五
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、現在及び未来の世代に対して、放射能対策のための諸活動を通じ、生活環境の改善、及び地域の活性化に関する事業を行い、未来の子どもたちを守ることに寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千五百四十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十四条第一項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の開設を許可した。

平成二十五年十一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

介護保険 事業所番号	施設名称	施設所在地	サービスの種類	開設者の名称又は氏名	許可年月日
1152780050	一般財団法人国際博愛協会附属 狭山博愛	埼玉県狭山市青柳字東丸山257-1	介護療養型 老人保健施設	一般財団法人国際博愛協会	平成25年8月3日

# 告示

埼玉県告示第五百四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルヤ東川口店

埼玉県川口市戸塚二丁目二十七番地十一号

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後十時

（変更後）午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時四十五分から午後十時十五分

（変更後）午前八時四十五分から午後十時

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前三時から翌午前〇時

（変更後）午前六時から午後十時

## ハ 変更年月日

平成二十五年十一月一日

## ニ 届出年月日

平成二十五年十月二十五日

## 二 縦覧期間

平成二十五年十一月八日から平成二十六年三月十日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年十一月八日から平成二十六年三月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第五百四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルヤさしま店

埼玉県川口市差間百五十三番地五号

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後七時三十分（年間百二十日午後八時）

（変更後）午前九時から午後七時三十分（年間百二十日午後八時）

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時四十五分から午後七時四十五分（年間百二十日午後八時

十五分）

（変更後）午前八時四十五分から午後七時四十五分（年間百二十日午後八時

十五分）

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前〇時から午後五時

（変更後）午前六時から午後十時

## ハ 変更年月日

平成二十五年十一月一日

## ニ 届出年月日

平成二十五年十月二十五日

## 三 縦覧期間

平成二十五年十一月八日から平成二十六年三月十日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年十一月八日から平成二十六年三月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第五百四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルヤ八幡店

埼玉県草加市八幡町三百六十四番地

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後八時

（変更後）午前九時から午後八時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時四十五分から午後八時十五分

（変更後）午前八時四十五分から午後八時十五分

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前〇時から午後九時

（変更後）午前六時から午後十時

## ハ 変更年月日

平成二十五年十一月一日

## ニ 届出年月日

平成二十五年十月二十五日

## 二 縦覧期間

平成二十五年十一月八日から平成二十六年三月十日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年十一月八日から平成二十六年三月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第千五百四十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルヤ長栄店

埼玉県草加市長栄町二百八十四番地

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後八時

（変更後）午前九時から午後八時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時四十五分から午後八時十五分

（変更後）午前八時四十五分から午後八時十五分

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前四時から午後九時

（変更後）午前六時から午後十時

## ハ 変更年月日

平成二十五年十一月一日

## ニ 届出年月日

平成二十五年十月二十五日

## 二 縦覧期間

平成二十五年十一月八日から平成二十六年三月十日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年十一月八日から平成二十六年三月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第五百四十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルヤ草加柳島店

埼玉県草加市柳島五百八番地一

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後七時三十分

（変更後）午前九時から午後七時三十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時四十五分から午後七時四十五分

（変更後）午前八時四十五分から午後七時四十五分

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前三時から午後七時

（変更後）午前六時から午後十時

## ハ 変更年月日

平成二十五年十一月一日

## ニ 届出年月日

平成二十五年十月二十五日

## 二 縦覧期間

平成二十五年十一月八日から平成二十六年三月十日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年十一月八日から平成二十六年三月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第千五百五十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十五年十一月八日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇一二二七 一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県入間郡三芳町大字上富字下饒九百七十五番一 他八筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 八百八十六・八立方メートル

浸透効果量 〇・〇三八立方メートル毎秒

# 告 示

埼玉県告示第千五百五十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により三芳町北松原土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年十一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

退任した理事の氏名及び住所

小 林 正 二 埼玉県ふじみ野市大井九百一番地

## 告 示

埼玉県告示第千五百五十二号

蕨市長から蕨都市計画中央第一土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十五年十一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十一月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十五年七月二十五日

指令川建セ第二四〇一二四一号

## 二 検査済証番号

平成二十五年十月三十日

川建セ第二五〇〇五七号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字都十一番五

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市大字野田千二百六十五番地百四十七

竹田 照夫

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十一月八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

### 一 許可番号

平成二十五年十月二十四日

指令越建セ第二四〇〇九〇一号

### 二 検査済証番号

平成二十五年十月三十一日

越建セ第三五四―一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字中島百七十二番

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町中島四百九番地

関根 歳行

**正 誤**

埼玉県告示第千五百八号（平成二十五年十月二十九日第二千五百三十九号）中訂

正

ページ 表中

行

三 指定年月日

前から三

誤

別表のとおり。

正

別表のとおり。

誤

医療法人社団伸整会 杉戸サン歯科医院	北葛飾郡杉戸町杉戸 2 - 9 - 2 0	医療法人社団伸整会	居宅療養管理指導	平成18年1月2日
			介護予防居宅療養管理指導	

正

医療法人社団伸整会 杉戸サン歯科医院	北葛飾郡杉戸町杉戸 2 - 9 - 2 0	医療法人社団伸整会	居宅療養管理指導	平成18年1月2日
			介護予防居宅療養管理指導	平成18年4月1日